

質問主意書

平成 29 年 3 月 21 日

大阪市会議長  
木 下 誠 様

大阪市会議員  
武 直 樹

質問主意書の提出について

大阪市会会議規則第 56 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり、大阪市における福祉相談窓口のあり方及び「地域共生社会」の実現に向けた取り組みについて質問主意書を提出します。

大阪市における福祉相談窓口のあり方及び  
「地域共生社会」の実現に向けた取り組みについて

大阪市には、福祉にかかる相談窓口が多数存在しています。その要因の一つとしては、福祉にかかる課題が複雑化・多様化・深刻化しているという背景があります。そのため、専門分野でないと対応が困難という理由から、専門分野ごとにそれぞれ相談窓口を設置してきたという経過があるのだろうと考えています。

確かに、福祉部門で働く職員には高い専門性が求められ、あらゆる分野を完全に網羅することはなかなか難しいという点については一定の理解を示しますが、一方で、利用する市民にとっては「どの窓口相談すればよいかわからない」といった問題があります。専門分野ごとに分かれているがゆえに「縦割り」になって、相談機関同士の連携がうまくいかず、結果として市民が「必要とする窓口になかなかたどり着けない」という声をよく聞きます。これは、ひとつには、相談窓口の機能が低下していることが要因と考えます。

こうした状況を見ていると、福祉の分野において、ある程度窓口が分かれることはやむを得ないとは思いつつも、最初に受け付けた相談窓口で、ただ単に他の窓口の情報提供をするだけでなく、その人が必要としている最適な窓口につないでいくという「ワンストップ化」を徹底することが必要と感じています。その実現には仕組みづくりと、相談窓口を担う職員の方々の共通理解の徹底を含めた人材の育成が必要不可欠と考えますが、市としてどのように考え、対応していくのかお答えください。

次に、国においては、高齢者・障がい者・児童などすべての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高めあう『地域共生社会』の実現のため、対象者ごとの福祉サービスを『縦割り』から『丸ごと』への転換に向けた法改正が行われる予定です。本市では、こうした国の動きに先駆けて、モデル的に地域発による「地域共生型福祉サービス」に現在取り組んでいるところです。

今後、当モデル事業の検証を進め、高齢者・障がい者・児童等への福祉サービスの総合的な提供について、現行制度でも運用上対応可能な内容の把握に努めるとともに、提供にあたっての障害要因を解消し、早期に本格実施につなげていく必要があると考えます。

大阪市における現在の取り組み状況と今後の進め方について、市としてどのようにお考えか、お答えください。

大市会第376号  
平成29年3月28日

大阪市会議員  
武 直 樹 殿

大阪市会議長  
木 下 誠



答弁書の送付について

去る3月21日付で貴君より提出のあった質問主意書に対し、市長より別紙  
のとおり答弁書が提出されたので、その写しを送付します。

## 大阪市における福祉相談窓口のあり方及び 「地域共生社会」の実現に向けた取り組みについて

複雑化・多様化・深刻化する福祉課題への対応は、喫緊の課題であると認識しています。

既存の仕組みでは解決できない「複合的な課題を抱えた方」への対応につきましては、本市の豊富な社会資源を活用し、施策ごとの専門的な相談支援機関等が連携して支援を行うことが極めて重要であると考えます。

このことから、最初の入口である身近な相談支援機関が、世帯全体の状況をしっかりと把握したうえで、適切な支援方法を検討するため、区保健福祉センターへ、必要な機関や地域の関係者の招集を依頼し、それらが連携することによって課題の解決を図る仕組みづくりに取り組んでまいります。

具体的には、平成29年度にモデル3区でこの取り組みを実施し、相談支援機関・地域・行政が一体となって「複合的な課題を抱えた方」への支援を行います。

また、これらの支援を担う区保健福祉センターや各相談支援機関等の人材の養成は不可欠であり、当面必要な研修を行う一方で、将来の福祉の担い手の育成等につきましても、中長期的な視点をもって取り組んでいく必要があると考えており、平成30年度からの「地域福祉基本計画」の主要な柱に位置付け、計画的に取り組んでまいります。

次に、地域共生型福祉サービス事業につきましては、本市において、平成26年10月からモデル的に取り組みを開始しており、これまで、高齢者と児童を受け入れる事業所1か所、高齢者と障がい児・者を受け入れる事業所2か所の合計3事業所において実施されています。

一方、国は「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」において、高齢者と障がい児・者が同一事業所でサービスを受けやすくするために、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけることとしており、平成30年度から指定基準等の見直しを行うこととしています。

本市といたしましても、地域の中で多様な支援を提供できるよう、現在のモデル事業の検証結果及び国の動向をふまえて、平成30年度から新たに位置づけられる共生型サービスの円滑な実施に向けて取り組んでまいります。